# 香川大学教育学部附属教育実践総合センター 教育相談室の平成17年度の活動

宮前 義和 (附属教育実践総合センター)

760-8522 高松市幸町1-1 香川大学教育学部

The 2005 Activity of Counseling Room at Center for Educational Research and Teacher Development Faculty of Education, Kagawa University

# Yoshikazu Miyamae

Faculty of Education, Kagawa University, 1-1, Saiwai-cho, Takamatsu 760-8522

要 旨 附属教育実践総合センター教育相談室の平成17年度の活動を報告した。相談事例は27事例であった。小学生、中学生の事例が多かった。主訴は、「不適切な行動」(衝動的な行動等)、「不登校、ひきこもり」が多かった。面接等の合計相談回数は388回であった。また、平成17年度の活動では、「学校訪問」相談が例年と比べて多く、「学生の陪席」、「学生による学習補助」といった臨床心理士養成に関する教育活動も行われていた。

キーワード 教育相談室 教育実践総合センター 相談室の運営 学部・大学院の研究教育 臨床心理士養成

### はじめに

国立大学教育実践研究関連センター協議会により,「国立大学教育実践研究関連センター協議会年報」が毎年刊行されている。年報にあるように,全国の教育実践総合センターの大半が,教育臨床的諸問題に対する相談活動を展開している。

香川大学教育学部附属教育実践総合センターでも、平成11年10月に教育相談室<sup>1)</sup>が設置されて以降、相談活動を行っている。既に設置されてから8年目を迎えた。

その間に、平成15年度には香川大学大学院教

育学研究科附属心理教育相談室(以下,心理教育相談室)が設けられた。また,学習障害,注意欠陥多動性障害,高機能の自閉性障害,アスペルガー障害といった障害のある児童生徒を支援するために,香川大学教育学部特別支援教室「すばる」も,平成15年度に開設された。さらに,本相談室の相談担当者である著者は,教育実践総合センター専任教員であるとともに香川大学大学院教育学研究科学校臨床心理講座(臨床心理士養成の指定大学院・2種)の専任教員にもなり,大学院教育にも携わるようになった。

本稿では、平成17年度の教育相談室における

活動を報告するとともに、今後の相談室の在り方について考察を行うことを目的とする。

# 方 法

本教育実践総合センター教育相談室の平成17 年度の活動について、相談事例数、相談事例の 主訴、相談活動の内容に分けて整理した。

### 結 果

## 1. 相談事例数

相談事例数は27事例であった。学校種別にま とめたものを、図1に記した。最も多かった のは、中学生であった(11事例、40.7%)。次 いで多かったのは、小学生であった(9事例、 33.0%)。高校生(6事例、22.2%)、大学生(1 事例、3.7%)も見られた。

#### 2. 相談事例の主訴

相談事例の主訴を、表1にまとめた。最も多かったのは、「不適切な行動」(衝動的な行動等)(9事例、33.3%)、「不登校、ひきこもり」(6事例、22.2%)であった。

来談時の主訴が解消した後の「フォローアップ」も比較的多かった(5事例, 18.5%)。フォローアップ」とは、不登校であった子どもが再

登校した後,あるいは発達障害におけるパニック等の主訴が解消した後,3週間から長くて半年ごとに経過を追うことである。

### 3. 相談活動の内容

相談活動の内容を、表2に記した。新規事例 (受理面接)は7事例あり、「合計相談回数」は 388回であった。なお、「合計相談回数」には、 「学生の陪席」、「学生による学習補助」は含め ていない。また、受理面接とその後の面接は同 一人物(著者)が行った。

最も回数が多かったのは「保護者・本人との 面接」であり(113回)、次いで多かったのは、

主訴 事例数 対人関係 (友だちとの関係など) 2 7.4% 不適切な行動(暴力, 衝動的な 9 行動,情緒的不安定など) 33.3% 不登校、ひきこもり 6 22.2% フォローアップ1) 5 18.5% 子どもへの対応について 1 3.7% その他 4 14.8%

表1 平成17年度 相談事例の主訴

- 1) フォローアップ:来談時の主訴が解消した後の経過観 零
- 2) 子どもへの対応について:療育の方法等についてのコンサルテーション

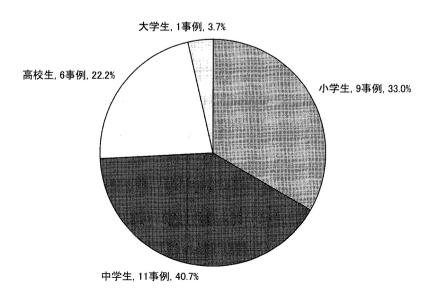


図1 平成17年度校種別事例数

表2 平成17年度 相談活動の内容

活動内容	回数
総面接回数	218
受理面接	7
本人との面接	13
保護者との面接	63
教員との面接	11
保護者・本人との面接	113
保護者・教員との面接	11
総電話相談回数	152
電話相談(本人)	19
電話相談(保護者)	69
電話相談(教員)	64
学校訪問	16
医師など専門職との話し合い	2
学生の陪席	48
学生による学習補助	16
合計相談回数	3881)

1)「学生の陪席」、「学生による学生補助」は除く

「電話相談(保護者)」(69回),「電話相談(教員)」 (64回),「保護者との面接」(63回) であった。

「本人との面接」(13回)の数は少ないが、「保護者・本人との面接」の中で、例えば保護者の前では言いにくい事柄など、内容によっては本人と個別に話をすることがあった。逆に、子どもの前では言いにくい事柄などは、保護者とのみ話をした。そうした面接は、個々に「本人との面接」、「保護者との面接」には数えていない。

「教員との面接」は少なかったが(11回),一方で、電話相談(教員,64回),あるいは「学校訪問」(16回)を行った。学校訪問時には、管理職、担任等との面接、学校における子どもの様子の観察などを行った。

「学生の陪席」(48回)は、来談者の承諾を得た上で行い、陪席後は当該の相談活動について学生と振り返る機会を持った。また、平成17年度から「学生による学習補助」(16回)を始めた。「学生による学習補助」とは、学習の支援が必要であると判断された事例について、著者の指導のもとに、学生が子どもといっしょに勉強をする取り組みである。

### 考察

平成17年度には、相談事例は27事例あり、中

学生,小学生の事例が多かった。また,主訴は,「不適切な行動」(衝動的な行動等),「不登校,ひきこもり」が多かった。合計相談回数は388回であった。例年と比べて「学校訪問」相談が多く,「学生の陪席」,「学生による学習補助」といった臨床心理士養成に関する教育活動も行われた。

小学生、中学生の事例が多いこと、軽度発達障害や不登校に関する相談が多いことは、例年通りである。「学校訪問」相談では、管理職、担任等との面接、学校における子どもの様子の観察などを行うが、子どもをていねいにアセスメントすること、子どもの理解と対応について学校と共通理解を図ること、ひいては、学校、家庭、専門家との連携・協働を促すことを目的としている。平成17年度は、「学校訪問」相談が例年より多かったが、事例によっては、何度も学校を訪問する必要が生ずる。また、「医師など専門職との話し合い」を必要とする場合もある。関係者間の調整を行うことも、相談活動の一部である。

「学生の陪席」,「学生による学習補助」といった教育活動を行っているのは,著者が,教育実践総合センター専任教員であるとともに教育学研究科学校臨床心理講座の専任教員でもあるからである。ただし,「学生の陪席」,「学生による学習補助」は,教育のみを目的になされているわけではない。むしろ,来談者の利益が優先されている。

「学生の陪席」は、子どもにとって、時としていっしょに遊んでもらえる機会にもなり、相談室をより安心で身近なものに感じられるようになる要因の一つになっている。また、「学生による学習補助」で勉強を教えてもらう機会は、学習障害あるいは学習が困難になっている子どもにとって、貴重なものとなっている。

「学生による学習補助」は、学生にとっては、 どのようにコミュニケーションをとればよいの か、どのような教示をすれば子どもがよく理解 できるのか、どのような教材を用意すればよい のかといったことを学ぶ機会である。

相談室の事例数及び合計相談回数の推移

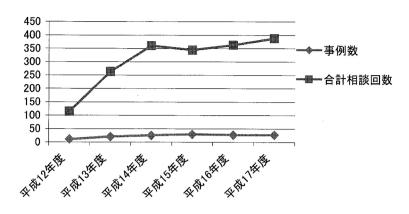


図2 事例数,合計相談回数の推移

を、図2にまとめた。相談室が設置された翌年度(平成12年度)には、11事例の相談があり、合計相談回数は115回であった(宮前・繪内、2000)。その翌年には、21事例、合計相談回数263回というように倍増した(宮前・七條・繪内、2002)。その後は、例年、30事例程度の相談を受けて、年間360回ほどの合計相談回数で推移している。平成17年度には、合計相談回数はさらに増えて、388回となった。

教育相談室が果たす役割としてまず地域貢献があるが、本相談室は一定の地域貢献は果たしていると思われる。しかし、相談担当者が1名という体制では限界があるのは明らかである。平成18年度より当面は新規事例を受けられないことが、教育実践総合センター専任会議で確認された。

この状況を打開するために、人的体制の整備・充実を図ることも考えられる。しかし、昨今の大学の置かれた状況からすれば、極めて困難であると言わざるを得ない。グループ活動の導入もこれまで検討され実践もされたが、グループ活動を導入することは決して省力化を図ることではない。グループ活動が効果を持つためには、個別のアセスメントや対応を充実させなければならないからである。

学生が陪席や学習の補助をするのではなく, 事例を担当するということも考えられる。相談 活動の基本を学び、陪席等を経て、事例を担当 するというのは、臨床心理士養成の過程として は一般的である。しかし、教育相談室は、心理 教育相談室とは異なり、学生への教育活動を主 たる目的にはしていない。また、スーパーバイズを受けていたとしても、学生では対応できない事例も少なくない。

学校の教員に対するコンサルテーションに特化して、教員が事例に対応できるようしていくことも考えられる。どのような相談室であれ、人的体制には限界がある。何人で相談をしていようと、受け入れ人数の限界がやがて問題として生じてくる。コンサルテーションを通じて問題解決を図りながら、学校の教員の対応力を同とさせていく方法であれば、人的体制の限界という問題を回避できる。しかも、この方法には、教育臨床的諸問題に対応できる人材が、地域に増加していくという利点もある。

しかし、学校の教員が困って来談しているにも関わらず、コンサルテーションに特化して、保護者や子どもに関与せずに済ませるというのは実際的には難しい。やはり、保護者や子どもに会わなければ十分なアセスメントはできないし、直接的な関与を必要とする場合も多い。

家庭、学校との連携を重視し、保護者、本人、教員との面接・電話相談を行い、学校訪問もしてきた。地域貢献を第一に考えてきた教育相談室も、一つの岐路に立たされていると思われる。人的体制の限界への対応を求められているのだが、それは、これまでの教育相談室の性質の見直しを迫るものにもなっている。

1)相談室が設置された当初は「心理臨床相談室」という名称を用いていたが、相談活動の実態をより反映させるという意味から、平成13年

度に「心理教育相談室」という名称に変更をした。その後、香川大学大学院教育学研究科附属 心理教育相談室が平成15年度に設置され、名称 が重複することから、「教育相談室」と名称を 変更し、今日に至っている。

#### 対 対

- 宮前義和・繪内利啓 2001 心理臨床相談 香川大 学教育学部 報告書:地域に開かれた教育学部 と附属学校園との連携 Pp.58-61.
- 宮前義和・七條正典・繪内利啓 2002 香川大学教育学部附属教育実践総合センター心理教育相談室の平成13年度の活動と今後の展望 香川大学教育実践総合研究, 5, 81-87.